



空き家解体後の跡地利用を促進するため、当市の特産物の苗木の植樹や舗装等の費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

・江田島市特産のオリーブ、みかん、レモン、イチジクを植樹するための費用

※3メートル間隔で敷地の7割以上の範囲に植えたものが対象です。



定額 **3** 万円

・敷地前面をアスファルト、コンクリート等で舗装する費用

※耐用年数が10年以上の防草シートも対象です。



対象経費の1/2

上限 **10** 万円



必ず契約前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を**全て**満たす必要があります。

対象者

☐ 空き家の所有者・相続人、土地の所有者(いずれの場合も個人)

☐ 市税に滞納がないこと

☐ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

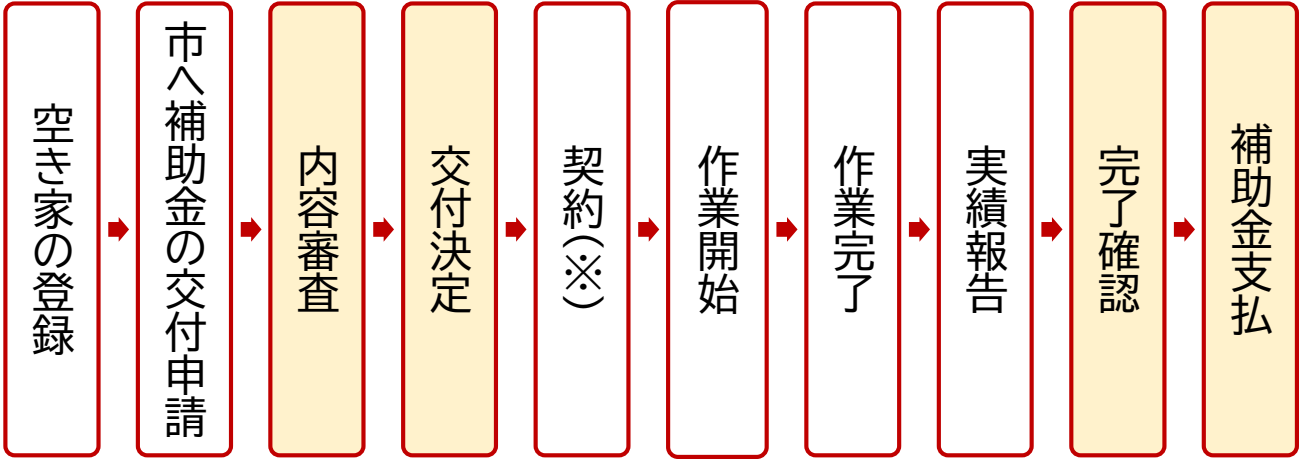
対象物件

☐ 江田島市に登録された空き家を除却した土地

※江田島市に登録された空き家とは
半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に登録の申請がされたものです。

☐ 事業完了後におおむね5年以上は管理する物件

補助金申請の流れ



※契約後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず契約前に補助金の申請をしてください。
契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからもダウンロードできます。
2	見積書	・地番・金額が確認できるもの。
3	空き家の現在の所有者が確認できるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可能) ・名寄帳兼課税台帳(市税務課で取得可能) どちらかを提出してください。(コピー可)
4	平面図	・植樹の場合、どのような間隔で植えるか分かるもの。 ・舗装の場合、平面図と舗装構成の図面。
5	写真	・施工する範囲を撮影したもの。
6	市税等に滞納がないことを証明する書類	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市のものを提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村のものを提出してください。
7	誓約書兼確認書	・市HPからもダウンロードできます。

実績報告時に必要な書類

報告期限:3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・施工前・施工中・施工後の写真

Q 家を解体すると税金があがるの？

A 土地の固定資産税は、増えます。
しかし、建物の固定資産税はなくなります。

問合せ先

江田島市 土木建築部 都市整備課

電話:0823-43-1647 / メール:toshi@city.etajima.hiroshima.jp